

委 託 設 計 書

安佐北区維持管理課

設 計	検 算	検 算	照 合	課長補佐	課 長
-----	-----	-----	-----	------	-----

第 号								
令和 8 年度	一般・特別 会 計	款 土 木 費	項 道 路 橋 り ょ う 費	目 道 路 橋 り ょ う 費 総 務 費	所 属 安 佐 北 区 維 持 管 理 課	設 計 令 和 8 年 1 月	提 出 令 和 8 年 1 月	一 般 競 争 入 札 請 負
委託金額		業務名			業務場所		委託期間	
金 円		幕之内トンネルほか1箇所非常用設備保守点検業務			安佐北区可部町大字勝木ほか		契約締結の日から令和9年3月31日まで	
施行理由								
本業務は、トンネル非常用設備の良好な作動状態を保持するため、保守点検を行うものである。								
設計概要								
記								
非常用設備点検		(幕之内トンネル)		3 回				
		(飯室トンネル)						
受信制御機点検		(安佐北区役所庁舎内)						
監視盤点検		(安佐北区役所庁舎内)						
非常用電話機点検		(幕之内トンネル)		1 回				
		(飯室トンネル)						

委託金額 円	業務名 幕之内トンネルほか1箇所非常用設備保守点検業務
-----------	--------------------------------

(甲)

工種	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
保守点検費		式	1.00			第1号明細表参照
直接業務費計						
共通仮設費		式	1.00			
現場管理費		式	1.00			
一般管理費		式	1.00			
業務価格						
業務価格計						千円未満切り捨て
消費税相当額		式	1.00			
請負業務費						

仕 様 書

- 1 本仕様書は、幕之内トンネルほか1箇所非常用設備保守点検業務（以下「業務」という。）に適用するものとする。
- 2 業務は、トンネル非常用設備の機器が正常に作動する状態を保持するため、定期的に点検を行うものである。
- 3 業務場所は、別添図のとおりである。
- 4 業務は、別紙点検項目により実施し、非常用設備の円滑かつ良好な作動状態を保持するため、万全を期すること。
- 5 トンネル非常用設備の保守点検は年3回とし、1回目の保守点検は6月に行うこと。2回目の保守点検は10月、また3回目の保守点検は2月に実施するものとする。
- 6 業務に従事する現場責任者及び従業員を届け出ること。
- 7 業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し提出すること。
- 8 業務の実施にあたっては、下記事項を留意し作業にあたること。
 - (1) 業務の実施にあたっては、資材及び部品を伴わない修理は受託者において行い、その他の場合においては、ただちに本市監督員に連絡すること。
 - (2) 業務は、電圧測定、動作試験等を行い、保守点検結果を報告すること。
 - (3) 保守点検により、異常箇所や修理の必要な箇所が判明した場合は、本市に対し修繕方法等、指導助言を行うこと。
- 9 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市監督員と協議して定めるものとする。

非常用設備保守点検項目（幕之内トンネル）

非常用設備保守点検の内容

- 1 制御装置（TMC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2台
 - ・電源電圧測定
 - ・伝送レベル測定
 - ・動作試験
 - ・押ボタン回線絶縁測定
 - ・内外観点検

- 2 押ボタン式通報装置（P）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20台
 - ・動作試験

- 3 警報表示板（TIB）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2面
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 4 受信制御機（RC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・電源電圧測定
 - ・伝送レベル測定
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 5 監視盤（RM）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 6 非常用電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8台
 - ・通話試験
 - ・内外観点検

非常用設備の構成

通報、警報設備	非常電話		
	押ボタン式通報装置 (P)		
	非常警報装置	警報表示板 (T I B)	
		制御装置	制御装置 (TMC)
			受信制御機 (RC)
監視盤 (RM)			
消火設備	消火器、消火栓		
避難誘導設備	誘導表示板		

保守点検項目

点検機器		点検項目				
名称	台数	電圧測定	伝送レベル測定	動作試験	絶縁測定	内外観点検清掃
制御装置 (TMC)	2	○	○	○	○	○
押ボタン式通報装置 (P)	20	/	/	○	/	/
警報表示板 (T I B)	2	/	/	○	/	○
受信制御機 (RC)	1	○	○	○	/	○
監視盤 (RM)	1	/	/	○	/	○

非常用設備保守点検項目（飯室トンネル）

非常用設備保守点検の内容

- 1 制御装置（TMC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・電源電圧測定
 - ・伝送レベル測定
 - ・動作試験
 - ・押ボタン回線絶縁測定
 - ・内外観点検

- 2 副制御装置（TSC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・電源電圧測定
 - ・動作試験
 - ・押ボタン回線絶縁測定
 - ・内外観点検

- 3 押ボタン式通報装置（P）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7台
 - ・動作試験

- 4 警報表示板（TIB），補助表示板（STIB）・・・・・・・・・・・・・・ 4面
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 5 受信制御機（RC）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・電源電圧測定
 - ・伝送レベル測定
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 6 監視盤（RM）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1台
 - ・動作試験
 - ・内外観点検

- 7 非常用電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3台
 - ・通話試験
 - ・内外観点検

非常用設備の構成

通報、警報設備	非常電話		
	押ボタン式通報装置 (P)		
	非常警報装置	警報表示板	警報表示板 (T I B)
			補助表示板 (S T I B)
		制御装置	制御装置 (T M C)
			副制御装置 (T S C)
			受信制御機 (R C)
監視盤 (R M)			
消火設備	消火器、消火栓		
避難誘導設備	誘導表示板		

保守点検項目

点検機器		点検項目				
名称	台数	電圧測定	伝送レベル測定	動作試験	絶縁測定	内外観点検清掃
制御装置 (T M C)	1	○	○	○	○	○
副制御装置 (T S C)	1	○	/	○	○	○
押ボタン式通報装置 (P)	7	/	/	○	/	/
警報表示板 (T I B)	2	/	/	○	/	○
補助表示版 (S T I B)	2	/	/	○	/	○
受信制御機 (R C)	1	○	○	○	/	○
監視盤 (R M)	1	/	/	○	/	○

非常用設備（電話機）保守点検項目

項 目		点 検 項 目	
電話機	本体	電話機汚損の状況確認	電話機は破損・汚損・取付不良（ガタツキ）はないか。
	送受話器	送受話器の破損確認	送受話器は破損・汚損していないか。
	ダイヤル	ダイヤル（又はボタン）の正常確認	ダイヤル（又はボタン）は正常か。
	通話試験	緊急通報（110）への接続	通話品質は正常か。 （雑音・音量不足遠話はないか。）
		緊急通報（119）への接続	通話品質は正常か。 （雑音・音量不足遠話はないか。）
		緊急通報（道路管理者）への接続 （接続設定がある場合）	通話品質は正常か。 （雑音・音量不足遠話はないか。）
収納箱・キャビネット	本体	本体の破損確認	箱本体・扉・側面・屋根・ポール等 （収納箱・キャビネット全体）に破損・汚損・朽廃・取付不良（ガタツキ）はないか。
	扉	扉の破損確認	扉のガタツキはないか。 扉の自動閉り不具合はないか。
	照明灯	照明灯の点灯確認 （蛍光灯の取替え含む。） ※点検開始前に新しい蛍光灯に取替えをおこない、点検すること。	[収納箱の場合] 収納箱三角表示照明灯は点灯するの か。 （点灯箇所1・常時点灯） [キャビネットの場合] キャビネット照明灯は点灯するの か。 （点灯箇所表裏2・自動点灯機能確認）
その他	その他、不良箇所の確認	上記の点検項目以外で不良箇所はないか。	

※ 蛍光灯については、定期点検以外でも取替えが必要な場合は取替えを行うこと。

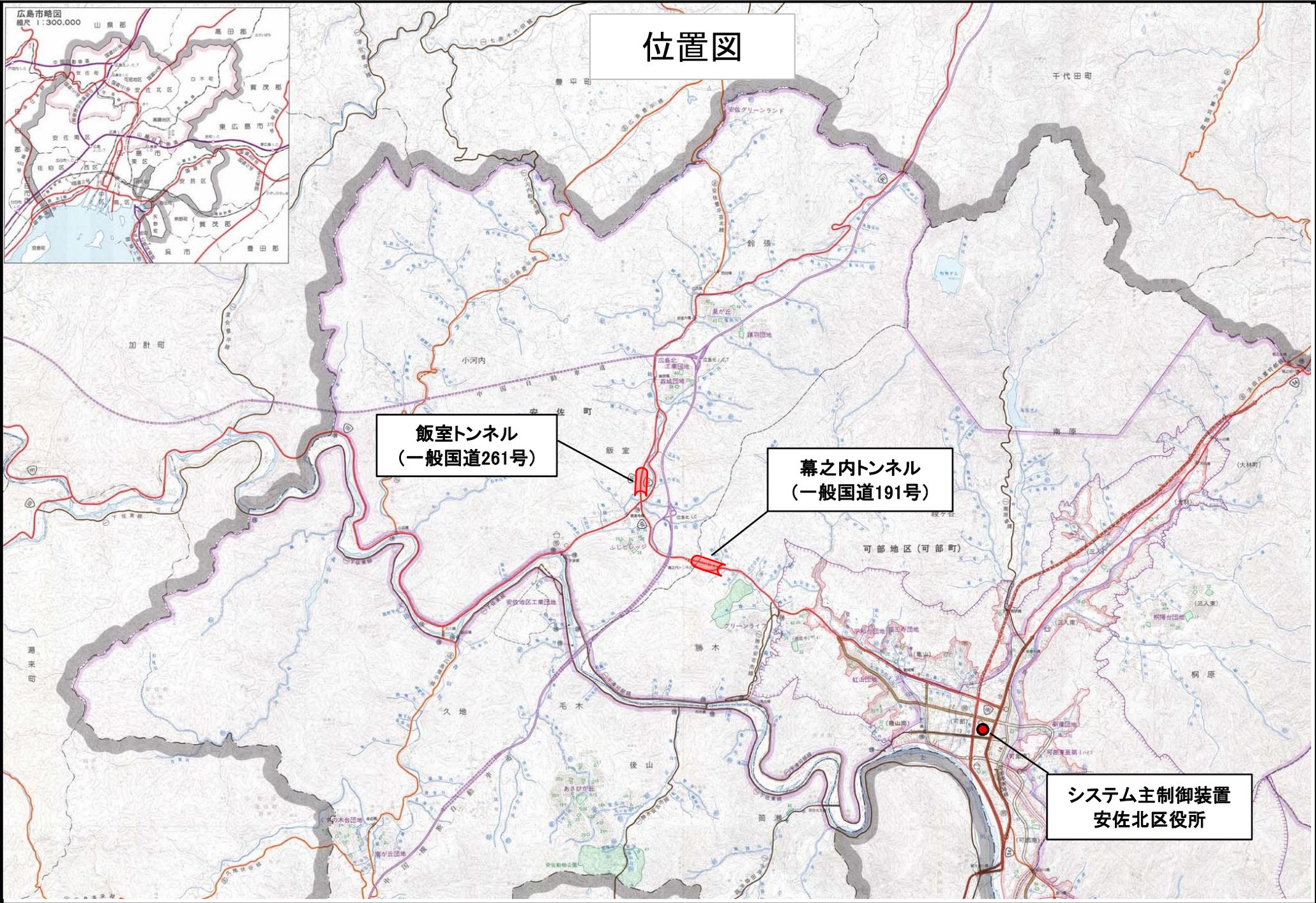
位置図



飯室トンネル
(一般国道261号)

幕之内トンネル
(一般国道191号)

システム主制御装置
安佐北区役所



業務名：幕之内トンネルほか1箇所非常用設備保守点検業務

業務場所：安佐北区口可部町大字勝木ほか

積 算 参 考 資 料

(注) (この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課

積算参考資料

（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

提示項目	提示事項
諸経費関係	共通仮設費・現場管理費・一般管理費は、見積の金額を使用している。